

「宝塚市営霊園作製媒体広告掲載」要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宝塚市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第4条から第6条までの規定の基づき、宝塚市（以下「市」という。）が宝塚市営霊園作製媒体に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体・規格等)

第2条 広告媒体・規格等に係る各作製媒体の募集要項については、別に定める。

(広告の範囲)

第3条 要綱第3条の具体的基準は、次のとおりとする。

(1) 法令等に違反するおそれのあるもの

- ア 不当景品類及び不当表示防止法の表示規制に抵触するおそれのある広告
- イ 医療法、薬事法、医療品医療機器等法等の広告制限に抵触するおそれのある広告
- ウ 健康増進法の誇大表示に抵触するおそれのある広告
- エ 特定商取引に関する法律の広告規制に抵触するおそれのある広告
- オ 独占禁止法に違反する建築条件付き宅地の広告
- カ 著作権法に違反する広告
- キ その他法令等に抵触するおそれのある広告

(2) 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの

- ア 宝塚市入札等参加指名停止基準に基づく指名停止を受けている事業者の広告
- イ 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用する広告
- ウ 暴力的行為を助長する表現又は著しく性的感情を刺激する表現である広告
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業及び兵庫県青少年愛護条例で規制される営業行為等の広告
- オ 市外への転出を促すおそれのある分譲住宅等の物件の広告
- カ 探偵事務所、興信所等の調査会社に関する広告
- キ 貸金業法第2条に規定する貸金業の広告
- ク 債権取立て、回収等の広告
- ケ 文部科学省又は都道府県の認可を受けていない学校（国などの公的機関の助成制度などの適用を受けている団体を除く。）の広告
- コ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
- サ 人権侵害、差別等を助長する広告
- シ プライバシーを侵害するおそれのある広告

- ス 名誉毀損又は信用毀損をするおそれのある広告
- セ 政治性のある広告又は選挙に関する広告
- ソ 宗教性のある広告又は迷信、非科学的なものに関する広告

(3) 消費者保護の観点から適切でないもの

- ア 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識されるような投資信託等の経済行為に関する広告
- イ 投機、射幸心をあおったり、内容が虚偽誇大など、過度な宣伝により市民の的確な判断を誤らせる広告
- ウ 靈感商法など不良商法と認めるものの広告

(4) その他に適切でないもの

- ア 皇室関係の写真、紋章を使用した広告
- イ アマチュアスポーツの選手又は団体の役員の氏名、写真又は推薦文等をした広告
- ウ 氏名、肖像など本人に無断で使用した広告又は明らかに模倣若しくは盗作などとみなされる表現の広告
- エ 個人・団体の意見広告と名刺広告
- オ 国土地理院の地図を無断で使用した広告
- カ 業務妨害のおそれのある広告
- キ 本市が推奨、保証、指定等をしているような誤解を招く表現の広告
- ク 営業開始から1年以内の企業（宝塚市関連施設、公共団体の産業用地等への進出企業、申込み時に東京証券取引所の一部又は二部上場で、市が求める審査書類を提出でき、特に問題がないと認める企業は除く。）の広告

（広告募集の特例）

第4条 市は、募集期間を過ぎても広告掲載を希望する者がいない場合は、事業者等に広告掲載について、直接働きかけをすることができる。

（広告主の選定）

第5条 広告主の選定は、次に定めるとおりとする。

- (1) 市は、要綱、本要領及び各作製媒体の募集要項の定めに基づき、提出された広告デザイン原稿の内容等を審査し、広告主を決定する。
- (2) 市は、広告主を決定したときは、速やかにその結果を申込者に通知する。

（広告掲載料）

第6条 広告掲載料は、広告主の決定を受けた者が入札書に記載した入札価格とする。

（契約）

第7条 市は、決定した広告主と契約書により、契約を締結しなければならない。

（施行の細目）

第8条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に環境部長が定める。

附 則

この要領は、令和３年１月２２日から施行する。